

総会

配布：一般

2006年9月20日

第60会期

議事日程議題46および120

### 総会採択決議

[主要委員会への付託なし (A/60/L.62)]

#### 60/288. 国際連合グローバル反テロリズム戦略

総会は、

国際連合憲章の目的および原則によって指導され、また国際の平和および安全に関する問題を含む、憲章の下でのその役割を再確認し、

テロリズムが国際の平和および安全に対する最も深刻な脅威の一つを構成することから、あらゆる者、あらゆる場所、またあらゆる理由に基づいて行われる、全ての形態および表現におけるテロリズムに対する強い非難をくり返し表明し、

1994年12月9日の総会決議49/60の付属文書に含まれた、国際的テロリズムを撲滅する措置についての宣言、1996年12月17日の総会決議51/210の付属文書に含まれた国際的なテロリズムを撲滅する措置に関する1994年宣言の補遺宣言、また2005年世界サミット成果文書<sup>1</sup>、とりわけテロリズムに関する節を再確認し、

1991年12月9日の決議46/51を含む、国際的なテロリズムを撲滅する措置に関する全ての総会決議、またテロ行為によって引き起こされた国際の平和および安全に対する脅威に関する安全保障理事会決議、並びにテロリズムと闘いながらの、人権および基本的自由の保護に関する総会の関連する諸決議を想起し、

2005年世界サミット成果文書において、世界の指導者は、全ての国家の主権平等を支援すること、その領土保全と政治的独立を尊重するあらゆる取組を支援し、その国際関係において国際連合の目的および原則に一致しないあらゆる方法における武力の使用または脅威を控えること、平和的手段によるまた正義と国際法の原則に従った紛争解決、植民地支

---

<sup>1</sup> 決議60/1を参照のこと。

配または外国の占領の下にある人民の自決権、国家の国内事項不干渉、人権と基本的自由の尊重、人種、性、言語や宗教について区別しない全ての者の平等権、経済的、社会的、文化的または人道的性格の国際問題を解決することにおける国際協力、そして憲章に従って遂行される義務の誠実な履行の尊重を支持することに、改めて専念するとしたことをまた想起し、

総会が、テロリズムと闘うために、国家、地域および国際的なレベルで包括的、調整されたまた一貫した対応を促すための戦略を採用しまた実施する目的で、反テロリズム戦略のために事務総長によって特定された要素を遅延なく発展させなければならない2005年の世界サミット成果文書に含まれた職務権限を、またその職務権限はテロリズムの拡散に資する条件をも考慮することをさらに想起し、

全ての形態と表現におけるテロリズムの行為、方法と実行は、人権、基本的自由並びに民主主義の破壊、領土保全への脅威、国家の安全、そして合法的に設立された政府の不安定化を目的とした活動であること、また国際社会は、テロリズムを予防しまた闘うために協力を強化するために必要な措置を取らなければならないことを再確認し、

テロリズムを、宗教、国籍、文明または種族的集団と関連付けることはできずまた関連付けてはならないことをも再確認し、

さらに、テロリズムと闘うための効果的な手段となりうるために、法的な定義および条約によって包含される行動の範囲に関連する未解決の問題を解決することを含む、国際テロリズムに関する包括的条約の合意と締結に達するためにあらゆる取組を行う加盟国の決意を再確認し、

全ての形態および表現におけるテロリズムへの国際的な対応を形成する目的で、国際連合の支援の下、ハイレベル会合を開催する可能性の確認を継続し、

開発、平和および安全並びに人権は相互に関連し相互に強化することを確認し、

テロリズムの拡散に資する状況に対処する必要性を念頭に置き、

紛争を解決し、外国の占領を終わらせ、抑圧に立ち向かい、貧困を撲滅し、持続的な経済成長、持続可能な開発、地球規模の繁栄、良い統治、全ての者にとっての人権および法の支配を促進し、文化間理解を改善し、また全ての宗教、宗教上の価値、信念や文化の尊重を確実にするために、加盟国が行える全てのことを継続する加盟国の決意を確認し、

1. 事務総長によって総会に提出された「テロリズムに対して団結する：地球規模の対テロリズム戦略のための勧告」と名付けられた報告書<sup>2</sup>に謝意を表明する；

2. 国際連合地球規模対テロリズム戦略（「戦略」）として、本決議および付属文書を採択する；

3. テロリズムおよび対テロリズムに関する全ての議事日程議題に関連する委員会での議論の継続を損なうことなく、戦略の効果的なフォローアップのために次の措置を取ることとを決定する；

(a) 第 61 会期のハイレベルの一部として戦略を始動すること；

(b) 戦略に含まれた多くの措置が即座に達成されるべきこと、今後数年間を通じての持続的な作業を必要とする措置もあり、また長期的な目的として処遇されるべき措置もあることを確認しつつ、戦略の実施における 2 年間の進捗状況を調査し、また変化に対応するために、それを更新することを考慮すること；

(c) 戦略の実施および戦略を更新することに関して総会のさらなる審議に貢献するために、事務総長を招請すること；

(d) 加盟国、国際連合および他の適切な国際的、地域的および準地域的機構に対して、資源と専門知識の動員を通じてを含む、戦略の実施を支援することを奨励する；

(e) 非政府組織および市民社会に対し、戦略を実施する取組を強化する方法に関して、適切な場合には、関与することを、さらに奨励する；

4. 第 62 回会期の仮議事日程議題に、「国際連合地球規模対テロリズム戦略」と名付けられた項目を含めることを決定する。

第 99 本会議

2006 年 9 月 8 日

#### 付属文書

#### 行動計画

われら国際連合の加盟国は、次の通り決意する。

1. テロリズムが国際の平和および安全に対する最も深刻な脅威の一つを構成することから、あらゆる者、あらゆる場所、またあらゆる理由に基づいて行われる、全ての形態お

---

<sup>2</sup> A/60/825.

よび表現におけるテロリズムを、一貫し、明確に、且つ強く非難する；

2. 全ての形態および表現におけるテロリズムを予防しまた闘うために緊急の行動を取ること、とりわけ；

- (a) 遅滞なくテロリズムに関する現存の国際条約および議定書の締約国になること、またそれらを実施することを考慮すること、そして国際テロリズムに関する合意に達しまた包括的な条約を締結するためにあらゆる努力を行うこと；
- (b) 国際テロリズムを撲滅するための措置に関する全ての総会決議またテロリズムと闘いながら、人権および基本的自由の保護に関する関連する総会決議を実施すること；
- (c) 国際テロリズムに関連する全ての安全保障理事会決議を実施し、多くの国家がこれら決議の実施において支援を求めていることを確認しつつ、安全保障理事会の対テロリズム補助機関がその任務を遂行するに当たって、それらと十分に協力すること；

3. テロリズムを防止しまた闘うために取る国際協力とあらゆる措置が、国際連合憲章および関連の国際条約並びに議定書、とりわけ人権法、難民法および国際人道法を含む、国際法上の我々の義務と合致しなければならないことを確認すること；

#### **I. テロリズムの拡散に資する状況に対処するための措置**

我々は、テロリズムの拡散に資する状況がテロ行為の言い訳または正当化できないことを確認しつつ、長期に及ぶ未解決の紛争、全ての形態のおよび表現におけるテロリズムの犠牲者の人間性のはく奪、法の支配の欠如と人権侵害、種族、国民また宗教上の差別、政治的排斥、社会経済的疎外、良い統治の欠如を含むが限定されない、テロリズムの拡散に資する状況に対処することを目的とした次の措置を取ることを決意する：

1. 長期に及ぶ未解決の紛争の成功裏の予防および平和的解決に貢献するために、紛争予防、交渉、仲介、和解、司法解決、法の支配、平和維持や平和構築などの分野における国際連合の能力を強化し、また最大限可能な限り利用し続けること。我々は、これら紛争の平和的解決がテロリズムに対する地球規模の闘いを強化することに貢献することを確認する；

2. 国際連合のイニシアチブと計画の監督の下、文明、文化、人々や宗教間の対話、寛容および理解を促進し、また宗教、宗教上の価値、信念および文化の相互尊重を促進しまたそれらに対する誹謗中傷を予防するために取り組み続ける。これに関連して、事務総長によって着手された文明の同盟に関するイニシアチブを歓迎する。我々はまた世界の他の地域において行われてきた同様のイニシアチブも歓迎する；

3. 社会の全ての部門が関わる教育および公共の啓蒙計画を、適切な場合には、設立また奨励することによって、平和、正義と人間開発、種族的、民族のおよび宗教的寛容並びに全ての宗教、宗教上の価値、信念あるいは文化の尊重を促進すること。これに関連して、我々は、国際連合教育科学文化機関に対して、信条間および信条を超えた対話並びに文明間の対話を通じてを含む、主要な役割を担うことを奨励する；

4. テロ行為を行う誘因を法によって禁止しあるいはそのような行動を予防する国際法の下での我々の各々の義務に従い、必要且つ適切である措置を採用するように働き続けること；

5. ミレニアム開発目標を含む、主要な国際連合の会議およびサミットで同意された開発目標や目的の時宜にかなったまた完全な実現を確実にする我々の決意をくり返し表明すること。我々は、貧困を撲滅し、全ての者のための、持続的経済成長、持続可能な開発および地球規模の繁栄を促進する我々の公約を再確認する；

6. この分野における成功は、特に若者の雇用に関して、過激主義やテロリストの勧誘へと駆り立てる疎外とそのことによる犠牲者意識を減らすことを可能とすることを確認しつつ、目標それ自体として、全てのレベルで開発と社会統合の課題を実行しまた強化すること；

7. 全体としての国際連合システムに対して、持続的経済および社会開発を支援するために、法の支配、人権並びに良い統治の分野においてすでに行われている、協力および支援を増加させることを奨励すること；

8. テロリズムの犠牲者とその家族のニーズを促進し、また彼らの生活の正常化を促進する国内支援制度を自発的に定めることを考慮する。これに関連して、我々は、国家に対して、そのような国内制度を発展させるために国家を助けることを、関連の国際連合機関に要請することを奨励する。我々はまた、犠牲者の支援における国際的な連帯を促進し、またテロリズムに対抗しまたその非難のための地球規模のキャンペーンにおいて市民社会の関与を涵養しようと努力する。これは犠牲者への支援を提供する実践的メカニズムの発展の可能性についての総会での調査を含みうる；

## II. テロリズムを予防しまた闘うための措置

我々は、とりわけテロリストによる攻撃の実行のための措置、テロリストの標的、およ

びテロリストの攻撃の想定される影響へのテロリストのアクセスを拒むことによって、テロリズムを予防しまた闘うために次の措置を取ることを決意する：

1. テロリストの活動を組織化し、教唆し、促し、参加し、資金調達し、奨励しあるいは許容することを控えること、また我々の各領域がテロリストの基地あるいは訓練所として若しくは他国あるいは他国の国民に対して行われることを想定したテロ行為の準備または組織化のために使用されないことを確実にするために適切な実践的な措置を取ること；

2. テロ行為の資金調達、計画立案、準備あるいは実行を支援し、促し、参加しあるいは参加しようとした若しくは避難場所を提供するあらゆる個人を、訴追するかあるいは引き渡すかの原則に基づいて、発見し、避難場所となることを拒み、若しくは訴追するため、国際法の下での我々の義務に従い、テロリズムとの闘いに十分に協力すること；

3. 国内法と国際法、とりわけ人権法、難民法および国際人道法の関連諸規定に従い、テロ行為の実行者の身柄確保と訴追あるいは引き渡しを確保すること。我々は、このための、相互の司法支援と引き渡し条約を締結しまた実施し並びに法執行機関間の協力を強化するように努める；

4. テロリズムの防止と闘いに関する時宜に適ったまた正確な情報の交換において、適宜、協力を強化すること；

5. 全ての観点における麻薬取引を含む、テロリズムと関係しうる犯罪、携帯式地对空ミサイルを含む、とりわけ小型武器の不正な武器取引、資金洗浄並びに核、化学、生物、放射線や他の潜在的有害機材の密輸と闘う、国家間の調整と協力を強化すること；

6. 遅滞なく越境組織犯罪の防止に関する国際連合条約<sup>3</sup>とそれを補完する三つの議定書<sup>4</sup>の当事国となること、およびその実施を考慮すること；

7. 庇護希望者がテロリストの活動に従事していないことを確実にする目的で、庇護を与える前に、また難民の地位が上記第Ⅱ節第1項に定められた規定に反する方法で用いられないことを確実にする目的で、庇護を与えた後に適切な措置を取ること；

8. 関連する地域および準地域機構に対して、対テロ制度またはセンターを創設しあるいは強化することを奨励する。これら諸機関が、この目的のために協力と支援を必要とす

---

<sup>3</sup> 決議 55/25、付属文書I.

<sup>4</sup> 決議 55/25、付属文書ⅡおよびⅢ；並びに決議 55/255、付属文書。

る場合には、我々はテロ対策委員会および同事務局に対して、また現存の職務権限と合致している場合には、国際連合麻薬犯罪事務所と国際刑事警察機構に対して、その提供を促進することを奨励する；

9. テロリズムとの闘いを強化する国際的な取組の一部として、テロリズムと闘う国際センターの設立の問題が審議されることを確認すること；

10. 国家に対し、その実施において国家が支援を要請することを確認しつつ、財政行動タスクフォースのテロリスト資金調達に関する資金洗浄と9の特別勧告に関する40勧告に具体化されている包括的な国際基準を実施することを、奨励すること；

11. 国際連合システムに対し、国際刑事警察機構によって熟慮された生物犯罪データベースへの補完を確実としつつ、生物学的事件に関する単一の包括的データベースを、加盟国とともに発展させることを招請する。我々はまた、事務総長に対して、申し立てられた利用についての時宜にかなったまた効率的な調査のために、事務総長が利用可能な、専門家および研究所のロスター並びに技術的な指針および手続を更新することを奨励する。加えて、我々は、バイオテクノロジーの進歩がテロリストや他の犯罪目的ではなく、知的財産権に関する基本的な国際規範を十分に尊重しつつ、公共善のために用いられることを確実とすることを目的とした共通のプログラムに、国際連合の枠組内で、産業、科学的な共同体、市民社会と政府を含む、主要なバイオテクノロジーの利害関係者を集合させる事務総長提案の重要性を留意する；

12. 人権を尊重しつつ、また国際法の下の他の義務を遵守し、次の目的での方法と手段を調査するために、機密性に相当の注意を払って国際連合と協働すること；

(a) インターネット上の全ての形態および表現におけるテロリズムに対抗するための国際的また地域的なレベルでの取組を調整すること；

(b) 国家がこれに関連して支援を求めることができることを確認しつつ、テロリズムの拡散に対抗するための手段としてインターネットを用いること；

13. 国家がその効果に対して支援を要請できることを確認しつつ、テロリストの動きを予防しまた見つけ出し、並びに、特に、小型武器、通常の弾薬と爆弾および核、化学、生物あるいは放射線兵器並びに機材の不正取引を予防しまた見つけ出すために国境および税関管理を改善する、国内的取組および二国間協力、準地域的協力、地域的協力そして適切な場合には国際的協力を向上させること；

14. テロ対策委員会および同事務局に対して、国際民間航空機関、世界税関機構および

国際刑事警察機構など、技術的国際機構によって発展させられたものを可能な限り参考とし、テロリストの旅行に関する義務を実施したこの分野での最善の実行を確定するために立法および行政措置の採用を促進するために、国家の要請に応じて、国家と協働し続けることを奨励する；

15. 安全保障理事会決議 1267 (1999) に従い設立された委員会に対して、アルカイダおよびタリバン並びに関連する個人や団体に対する国際連合制裁体制の下での旅行禁止の効果を強化するために活動し続けること、また優先的に、個人と団体を一覧表に載せ、除外し、そして人道的な例外を与えるために存在する、公正かつ透明な手続を確実とすることを、奨励する。これに関連して、我々は、国家に対してこの制裁体制の下にある人々に関する国際刑事警察機構/国際連合特別公示を、広く配布することを含む、情報を共有することを奨励する；

16. 国家が支援を要請しうることを確認しつつ、身元確認および旅行書類の製造と発行の安全を改善し、またそれらの修正および不正使用を予防しまた見つけ出すために、取組と適切な場合には全てのレベルにおける協力を向上させること。これに関連して、我々は、国際刑事警察機構に対して、盗まれ、また紛失された旅行書類に関するデータベースを強化することを招請し、また我々は、とりわけ関連の情報を共有することによって、適宜、この手段を最大限用いるように努める；

17. 国際連合に対し、全ての国家が十分な支援を得ることができるよう、とりわけ、援助提供、救援活動および犠牲者支援のための、既存の機関間調整制度の効果を再検討しまた改善することによって、核、化学、生物、あるいは放射線兵器若しくは機材を用いたテロリストの攻撃への対応を計画することにおいて、協調を改善することを招請すること；

18. 国家がこのための支援を要請しうることを確認しつつ、インフラストラクチャーおよび公的な場など、特に脆弱な対象の安全および保護を、並びにとりわけ文民の保護の分野において、テロ攻撃と他の災害への対応を改善するために、全ての取組を向上させること；

### **Ⅲ. テロリズムを予防しまた闘うための国家の能力を構築し、またこれに関連した国際連合システムの役割を強化する措置**

我々は、全ての国家における能力構築は、地球規模での対テロリズムの取組の中核的な要素であることを確認し、テロリズムを予防しまた闘うための国家の能力を発展させ、およびテロリズムとの闘いにおいて国際協力の促進における国際連合システム内での調整お



よび一貫性を強化するために以下の措置を始めることを決意する：

1. 加盟国に対し、国際連合対テロリズム協力および技術支援事業に対する自発的拠出金を考慮すること、またこれに関連して基金の追加の資源を探ることを奨励する。我々はまた、国際連合に対し、とりわけ港湾、海上および民間航空の安全の分野における、能力構築計画への貢献のために民間分野への働きかけを考慮することを奨励する；

2. 対テロリズム能力構築における最善の実行を共有するために、関連する国際、地域および準地域機構によって提供される枠組を利用し、またこの分野における国際社会の取組への彼らの貢献を促進する。

3. 対テロリズムを扱う総会、安全保障理事会およびその補助機関の様々な職務権限を考慮しまた尊重しつつ、対テロリズムの分野において国家報告の要請から不合理なものを取り除き、また報告の要請の重複を取り除くために、適切な制度の設立を審議すること；

4. 関連する国際連合の決議を履行する国家の能力を発展させるために、加盟国、対テロリズムを扱う国際連合機関、関連する専門機関、関連する国際的、地域的や準地域的機構およびドナー社会内での協力並びに技術支援に関する、より頻繁な情報交換を、適切な場合には強化するために、定期的な非公式会合を含む措置を奨励すること；

5. 国際連合システムの対テロリズムの取組における包括的な調整および一貫性を確実にするために、既存の資源内で、事務局内のテロ対策履行タスクフォースを制度化する、事務総長の意図を歓迎すること；

6. テロ対策委員会および同事務局に対し、国家および関連する国際的、地域的や準地域的機構との対話を強化すること、また情報共有を含む、全ての二国間や多国間の技術支援提供者と密接に働くことにより、対テロリズムの分野における技術支援提供の一貫性と効率性を改善し続けることを奨励すること；

7. テロリズム予防部を含む、国際連合麻薬犯罪事務所に対し、テロ対策委員会および同事務局との密接な協議において、テロリズムの予防および抑制に関連する国際条約および議定書並びに関連する国際連合決議の履行を促進するために、要請に応じて、国家への技術支援の提供を強化することを奨励すること；

8. 国際金融基金、世界銀行、国際連合麻薬犯罪事務所および国際刑事警察機構に対し、資金洗浄とテロリズムへの資金融資と闘う国際的な規範や義務を十分に遵守する国家を支

援するために、国家との協力を強化することを奨励すること；

9. 国際原子力機関および化学兵器禁止機関に対し、核、化学あるいは放射性物質へのテロリストのアクセスを予防し、関連施設の安全を確実にし、またそのような物資を用いた攻撃に効果的に対応する能力を構築するために国家を助けることにおいて、各々の職務権限内でその取組を継続することを奨励すること；

10. 世界保健機関に対し、テロリストによる生物攻撃を予防しまたそれに備える国家の公衆衛生制度を改善する国家を助けるために、その技術支援を徐々に増加することを奨励すること；

11. 国境管理制度、施設並びに国内の、地域的および国際的なレベルでの機関の改革と近代化を支援するように国際連合システム内での取組を継続すること；

12. 国際海事機関、国際関税機関および国際民間航空機関に対し、その協力を強化し、輸送の安全の分野におけるあらゆる国家の不足を特定するために国家と協働し、そしてそれらに対処するために要請に応じて支援を提供することを奨励すること；

13. 国際連合に対し、とくに脆弱な対象へのテロリストの攻撃を予防するための最善の実行を特定しまた共有するために、加盟国および関連する国際の、地域のそして準地域の機構と協働することを奨励する。我々は、事務総長がこの趣旨の提案を提出できるように彼と協働するように国際刑事機構を招請する。我々はこの分野における官民のパートナーシップの発展の重要性をまた確認する；

#### **IV.テロリズムとの闘いの基本的な基盤としての全ての者にとっての人権の尊重および法の支配を確実にする措置**

我々は、全ての者の人権の促進および保護並びに法の支配が、戦略のあらゆる要素に欠かせぬものであることを再確認しつつ、効果的な対テロリズムの措置と人権の保護が相対立する目標ではなく補完的かつ相互に強化するものであることを認識しつつ、またテロリズムの犠牲者の権利を促進しまた保護する必要性を強調して、次の措置を取ることを決意する。

1. 2005年12月16日の総会決議60/158が「テロリズムに対抗する人権および基本的自由の保護」の基本的な枠組を規定していることを再確認すること；

2. 国家は、テロリズムと闘うために取られるあらゆる措置が、国際法、とりわけ人権法、難民法および国際人道法の下での国家の義務に従わなければならないことを確保しなければならないことを再確認すること；

3. 人権法、難民法および国際人道法に関する中核的な国際的な文書の当事者に遅滞なくなることを考慮し、またそれらを実施すること並びに国際的および関連する地域的人権監視機関の権能を受け入れることを考慮すること；

4. 国際法上の我々の義務に従い、テロ行為の資金調達、計画立案、準備あるいは実行またはテロ行為の支援に参加するいかなる個人も、引き渡しか訴追の原則に基づいて、人権および基本的自由への相当の注意を払い、訴追されること、またそのようなテロ行為が、国内法および規則において重大な刑事犯罪として制定されることを確実にする、効果的および法の支配に基づいた国内の刑事司法制度を発展させまた維持するためのあらゆる取組を行うこと。我々は、国家がそのような効果的また法の支配に基づいた刑事司法制度の発展および維持において支援を要請しうることを認識し、また我々は、国家に対し、特に国際連合麻薬犯罪事務所によって提供される技術支援を用いることを奨励する。

5. テロリズムに対する我々の共通の闘いの基本的な基礎を構成する、法の支配、人権の尊重および効果的な刑事司法制度を促進することにより国際的な法構造の強化における、国際連合システムの重要な役割を再確認すること；

6. 人権理事会を支援し、またテロリズムとの闘いにおける、全ての者の人権の保護および促進の問題に関する理事会の活動に、その活動が具体化するにつれて、貢献すること；

7. 増加しつつあるフィールド活動や現地関与をとくに強調して、国際連合難民高等弁務官事務所の活動能力の強化を支援すること。同事務所は、国家の人権の義務に関する一般的な勧告を行い、また国家の要請で、とりわけ国内の法執行機関内の国際人権法の認識を高める分野において支援と助言を提供することにより、テロリズムと闘いながら人権の保護の問題の調査において指導的な役割を担い続けなければならない；

8. テロリズムと闘いながら人権および基本的自由の促進および保護に関する特別報告者の役割を支援すること。特別報告者は、国家の取組を支援し、また政府と通信し、国家を訪問し、国際連合および地域的機構と連携し、またこれら問題について報告することにより、具体的な助言を提供し続けなければならない。